

第20回原子力委員会政策評価部会（放射性廃棄物の処理・処分の第1回）議事録

1. 日 時 2008年1月18日（金）10:00～12:00
2. 場 所 如水会館2階 オリオンルーム
3. 出席者 近藤部会長、井川委員、石博委員、出光委員、伊藤委員、内山委員、
河瀬委員、岸野委員、古川委員、田中委員、長崎委員、広瀬委員、
堀井委員、松田委員、山口委員
牧野企画官、中島補佐、立松上席政策調査員
青木内閣府原子力安全委員会規制調査課長
門田文部科学省放射性廃棄物企画室長
渡邊経済産業省放射性廃棄物等対策室長
松尾経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長
4. 議 題
 - (1) 放射性廃棄物の処理・処分にに関する政策評価の今後の進め方
 - (2) 関係行政機関等からのヒアリング
 - ①内閣府からのヒアリング
 - ②経済産業省からのヒアリング
 - ③文部科学省からのヒアリング
 - (3) その他
5. 配布資料
 - 資料第1号 原子力政策大綱「放射性廃棄物の処理・処分」に関する評価の進め方について（案）
 - 資料第2号 「放射性廃棄物の処理・処分」に関する取組について
 - 資料第3-1号 資源エネルギー庁における「放射性廃棄物の処理・処分」への取組について
 - 資料第3-2号 原子力安全・保安院における『放射性廃棄物の処理・処分』への取組について
 - 資料第4号 文部科学省における放射性廃棄物の処理・処分への取組みについて
 - 参考資料 政策評価部会の構成員について（平成20年1月15日原子力委員会決定）

(近藤部会長) おはようございます。皆様おそろいでございますので、政策評価部会第20回を開催させていただきます。

原子力委員会は、お手元の資料1の一番後ろに(参考2)「政策評価実施要領」というのがありますが、平成18年にこの要領で政策評価を実施することを決めました。平成17年に決定いたしました原子力政策大綱では政策の基本方針を決めたところ、同時に、原子力委員会は方針の決めっ放しではいけない。自らも適切にPDCAサイクルを回して政策の基本方針の妥当性を評価して、適切にこれを改善していこうとしたからです。で、平成18年4月に政策評価部会を設置して、以来、政策評価の作業を行ってきています。

今日の会合は、第20回。これまで、いくつかの取組みの分野について政策評価を行ってきたところ、今回からは、放射性廃棄物の処理・処分に関する取組みについて評価を行うということにしております。で、その作業にふさわしい方を今週の原子力委員会で専門委員として御指名し、今日ここにお集まりいただいている次第です。

まずは、専門委員の方を御紹介したいと存じます。原子力委員は全員が委員です。こちらから、まず、読売新聞東京本社の井川陽次郎論説委員です。よろしくお願いいたします。

次が、日本アイソトープ協会の常務理事をされておられます石樽顕吉先生です。よろしくお願いいたします。

それから、九州大学大学院工学研究院教授の出光一哉教授です。よろしくお願いいたします。

それから、筑波大学大学院システム情報工学研究科の内山洋司教授です。よろしくお願いいたします。

それから、全国原子力発電所所在市町村協議会の河瀬一治会長です。よろしくお願いいたします。

それから、サンケイリビング新聞社の営業局マーケティング編集部の岸野順子部長です。よろしくお願いいたします。

お隣が、消費科学連合会の古川英子企画委員です。よろしくお願いいたします。

それから、東京大学大学院工学系研究科の長崎晋也教授です。よろしくお願いいたします。

それから、次が東京大学大学院工学系研究科の堀井秀之教授です。よろしくお願いいたします。

その隣が、大阪大学大学院工学研究科の山口彰教授です。よろしくお願いいたします。

その他に、今日御欠席でございますけれども、京都大学原子炉実験所の山名元教授、慶應義塾大学商学部の和気洋子教授にも、専門委員に御就任いただいております。

次に、お手元の資料ですが、1号から、2号、3号は2つ、4号、それから参考資料となっております。御確認いただければと思います。

さて、本日の議題でございますが、まずは政策評価の進め方について、資料1に基づいて事務局から御紹介いただきまして、順次、関係省庁から政策の進行状況について御報告を頂くということで進めたいと思います。

1回目ということもありますので、説明に多くの時間が費やされるかと思っておりますけれども、せっかく皆さんお集まりですので、なるべく質疑ができるようにと思っております。資料を説明される方はよろしくお願いいたします。原子力委員会は伝統的にフィフティ・フィフティ・ルールを使っています。つまり、説明に半分、質疑に半分の時間を割くというルールです。なるべくそうしたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、最初に事務局から議題1、放射性廃棄物の処理・処分に関する政策評価の今後の進め方について、資料説明をお願いいたします。

(立松上席政策調査員) 資料説明の前に、事務局として一つだけお願いを申し上げさせていただきたいと思っております。

前にマイクがあるかと思っておりますけれども、発言の際には必ずマイクを通して御発言いただきますよう、議事録を取る関係で、鮮明に記録するために御協力をお願いいたします。お話をされる前に、一番下にボタンがございますので、そこを押していただきますと、赤がつきますので、話が終わられたらもう一度押していただければ切れるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、資料第1号の説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料第1号を御覧ください。

政策大綱に示している評価についての基本的な考え方ということでございます。先ほど委員長がお話されましたとおり、原子力委員会は「原子力政策大綱」に基づき、政策評価部会を設置いたしまして、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民の意見を踏まえつつ、自ら定めた政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととしております。

評価の対象でございますけれども、今回から政策大綱の第2章2-3にあります「放射性廃棄物の処理・処分」で示された政策分野を対象とすることとしております。

具体的には（別紙2）でございます。資料の6ページから9ページにかけて、政策大綱の中の放射性廃棄物の処理・処分に関する部分を抜粋して添付しております。そのうちの最初の6ページから7ページの前半部分は第1章で、ここにも廃棄物のことが書いてございますけれども、現状認識ということで、政策大綱を定めたときの現状認識の部分でございまして、具体的な政策に関しては第2章、資料の7ページ以降に書いてございます。

放射性廃棄物の処理・処分という大きなタイトルになっておりますけれども、細かい項目で見れば、地層処分を行う放射性廃棄物ということで、高レベル放射性廃棄物、超ウラン核種を含む放射性廃棄物のうち地層処分を行う放射性廃棄物。後者については、名称を、「長半減期低発熱放射性廃棄物」という名前に変えたほうが分かりやすいのではないかとということで、現行では超ウラン核種を含む放射性廃棄物というのは長半減期低発熱放射性廃棄物というふうに呼び方が変わっておりますが、そういう放射性廃棄物について。それから、9ページにあります管理処分を行う放射性廃棄物、そして、その後半にございます原子力施設の廃止措置等というところまでが、今回の評価の対象範囲ということでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、3.の政策評価部会において政策を評価する観点ということでございます。原子力政策大綱に定められた政策の進展状況及び関係行政機関等の取組状況を把握し、十分に成果を挙げているか、あるいは、政策の目標を達成し得る見通しがあるかを検討し、これらの検討作業に基づき、原子力政策大綱に示された原子力政策の妥当性を評価していくということが、今回の評価の観点になるかと思えます。

評価の方法といたしましては、4の（1）にございますように、原子力政策の進展状況及び関係行政機関等の取組状況の把握ということで、今回と次回を予定しておりますが、行政機関又は事業者から取組状況をお聞かせ願って状況を把握する。その後、その取組状況を踏まえた評価についての議論をさせていただきまして、「ご意見を聴く会」というものを開催させていただきまして、直接一般の方に説明するとともに御意見をいただくと。それらをもって評価報告書を作成し、その報告書について国民の意見募集を行うという手順で評価をしていくというふうに考えております。

評価のまとめにつきましては、政策分野について、政策大綱における考え方、政策の進展状況及び関係行政機関等の取組状況、政策の妥当性の評価及び今後の進め方に関する提言を含む報告書を今年の5月を目途に取りまとめさせていただければと考えております。

資料をめくっていただきまして2ページでございます。今申しました評価の進め方をもう少し具体的なスケジュールのような形で示させていただいているものでございます。今回はまず行政機関ということで、内閣府、経済産業省、文部科学省からヒアリングをする予定でございまして、次回は事業者ということで原子力発電環境整備機構、電気事業連合会、日本原子力研究開発機構からのヒアリングを予定しております。第3回ではヒアリングを踏まえた評価についての議論をさせていただきまして、3月中～下旬辺りに「ご意見を聴く会」を開かせていただき、その次の回で報告書について議論をしていただきます。御了解が頂ければ、その報告書を1か月間のパブリックコメントにかけて、最終的に報告書を取りまとめるという手順を考えております。

3ページ目にまとめさせていただきましたのは、先ほど（別紙2）で御覧いただきました政策大綱の中の放射性廃棄物の処理・処分について、具体的な取組の内容を書いているところを抜粋して端的に示したものでございます。それに加えまして、政策大綱を示した以降、原子力委員会としましても、放射性廃棄物の処理・処分に関して原子力委員会決定や見解文を出しておりますが、その中に取組についての留意点を示しております

ので、それについても端的にまとめて示しております。

3ページの上に「記号説明」というところにありますように、原子力政策大綱であれば黒丸（●）、その後に出した原子力委員会決定であれば白丸（○）、3月に出させていただきました見解文は黒四角（■）、6月12日に出させていただきました見解文に書かれているものに関しては白四角（□）で区別できるようにしております。評価に当たってはこのようなものを参考にいただければと考えております。

進め方は以上でございます。

(近藤部会長) (別紙1)の説明が無かったのですが、これが一番肝心ですので、ひとこと申し上げます。原子力委員会は、平成17年にここに書いてありますようなことを今後の取組の基本的考え方として決定したところ、これが踏まえて政策なり取組がきちんとなされているかどうかについて御判断いただくというのが、今回の作業の趣旨だからです。最初の四つが最も基本的なことで、研究開発をちゃんとやって欲しいということと、処分は新知見、新技術を取り入れて行うべきであり、また、行うに当たっては安全規制を整備して、進め方について枠をはめて行ってくださいと。それから、実務は公開と国民との相互理解を踏まえつつ実施、推進するべきと。この4つが基本的な考え方です。それ以降には、個別の廃棄物ごとにとるべき対応について書いてあります。

高レベル放射性廃棄物については、そのための実施主体としてNUMOという組織を整備し、そこがきちんとした取組を行うということを中心に国、事業者—事業者と書いてあるのは電気事業者だと思います—がそれぞれの役割、責任を果たして欲しいということを強調しているところであります。なお、一番大事な立地については、公募方式というか、自治体の皆さんに、この意義とそれを立地することの利益をお考えいただいて手を挙げていただく公募方式になっているということで、その前提となる御理解を頂くということについて十分な取組をすることが大切ということをる述べています。

それから、4ページの長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分を行うものについては、これを地層処分することについて、高レベル放射性廃棄物の処分場を作るとすれば、それと一緒に処分、これを併置処分と言っていますが、一緒に処分することを考えていいのではないかということ平成17年の段階で御提案し、それについて可能性、制度の整備について検討されたいということをお願いし述べ、また、廃棄物の最終形態、新しい固化方式がフランスから提案されたとか、あるいは、海外で発生する廃棄物については、輸送量を減らすという観点からガラス固化体、高レベルの放射性廃棄物で置き換える等価交換という考え方がイギリスから提案されたということで、それ等の妥当性について検討されたいとしています。

それから、最後の「管理処分を行う放射性廃棄物」については、既に低レベル放射性廃棄物の一部については処分事業がなされているところ、残っている研究所等の廃棄物、それから、地層処分をしない長半減期低発熱放射性廃棄物、それから、ウラン廃棄物等の安全規制制度の準備をしつつ、処分の実施に向けて取り組むこと。なお、縦割り行政で、廃棄物が単に発生する者が異なるということだけで規制の様態が異なるというのは大変不合理ですから、一元的な処理・処分ができるような取組を国として考えられたいとしています。

最後の「原子力施設の廃止措置等」については、どこから放射性廃棄物と考えるかというクリアランスレベルを適切に定め、それで仕分けをするということ。なお、クリアランス以下でも原子力施設から出てきた廃棄物について国民が馴染まないことがあるとすれば、それをどういうふうに分けていくかということについて工夫があるべきということ。最後に、試験研究用の原子炉の使用済燃料の取扱いについては、合理的なアプローチを考えてはどうかということが書いてございます。

皆様の評価部会は、基本的にはこの考え方に沿って何がどこまでなされたかについて、関係機関からの御説明をお伺いすることを最初に行いまして、それについて適切なペースでなされているか。それから、よく考えてみるとこんな新しい考え方も必要ではないかということについて、フリーディスカッションしていただきまして、それを取りまとめて評価と提言という格好でレポートをまとめるという作業を行うものです。その間、国民の皆様との意見のやり取りもして、政策の御理解を頂くと同時に、我々が気付かない問題についても御指摘いただくということを考えています。

大変タイトなスケジュールになっていますが、最初はこのぐらいのつもりでないといけないということで書いているもので、何が何でもこのペースでやるというつもりで申し上げているものではなくて、議論次第で回数を増やすこともあるべしというものとお考えいただければと思います。

以上のようなことで進めることについていかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、基本的にはこの考え方で進めることについて御了解いただいたということにさせていただきます、次の議題は関係機関からのヒアリングということで、まずは内閣府からの説明です。どうぞ。

(立松上席政策調査員) それでは、内閣府から説明させていただきます。内閣府の中でも、原子力関係で申し上げますと、当原子力委員会と原子力安全委員会がございまして、その二つの委員会の取組について説明させていただきますと思います。

私から、両委員会の取組の概要、それから、原子力委員会の取組について個別なところをさせていただき、その後、原子力安全委員会の青木課長から私の説明の補足と、原子力安全委員会の個別の取組についての説明をさせていただくという手順で進めさせていただきますと思います。

資料第2号の2ページを御覧いただきたいと思います。取組の概要といたしまして、原子力委員会及び原子力安全委員会は、放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発の状況等を踏まえながら、以下のような役割分担で放射性廃棄物の処理・処分に関する制度の整備を進めております。原子力委員会は基本方針の策定などをやっております、原子力安全委員会では安全規制に関する基本的考え方、概要で申せばそういう役割分担で整備を進めてきているということでございます。

3ページにまいりまして、放射性廃棄物処分のための諸制度等整備状況ということでございます。縦軸が廃棄物の区分ということで、上から高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物とございまして、低レベル放射性廃棄物の中でも発生源によっていろいろな区分をして、今まで検討を進めてきているという経緯がございます。発生源又は放射能のレベルの区分によって検討してきております。更には、一番下の区分ですけれども、放射性物質として扱う必要のないものということで、原子炉施設等から出てくる廃棄物は、念のために放射性物質が極めて低いものについても、今までは放射性廃棄物として扱っていたという経緯もございまして、それらの取扱いについても検討してきているということでございます。

左から原子力委員会、原子力安全委員会の取組、それから、それらに基づく安全規制の関係法令の整備状況という形でまとめさせていただいておりますが、それぞれ過去に遡って今までの取組を全て網羅的に書いてございます。政策大綱を定めた以降、新たに取組が進んだものを分かり易くするために黄色で色分けしております。原子力委員会で申しますならば、低レベル放射性廃棄物の中ほどの長半減期低発熱放射性廃棄物について、高レベル放射性廃棄物との併置処分の技術的な妥当性の確認をしておりますので、そういう取組をしているということでございます。原子力安全委員会では、規制の考え方、濃度上限値、安全審査査指針について、取組に進展があるという状況でございます。

4ページは、時系列的に原子力委員会と原子力安全委員会の取組をまとめております。上段が原子力委員会でございます、平成17年10月に政策大綱を取りまとめまして、それ以降の取組で申し上げますと、長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分に関する原子力委員会決定を平成18年4月にしております、それ以降、平成19年3月と6月に高レベル放射性廃棄物に関する見解を出しております。

原子力安全委員会で申しますと、平成18年4月に「研究所等から発生する放射性固体廃棄物の浅地中処分の安全規制に関する考え方」を出しております。それから、平成19年の5月には「特定放射性廃棄物処分に係る安全規制の許認可手続と原子力安全委員会等の関与のあり方について」、同年5月に「低レベル放射性固体廃棄物の埋設処分に係る放射能濃度上限値について」というのを出していただいております。さらに、同年7月には「低レベル放射性廃棄物埋設に関する安全規制の基本的考え方」をまとめられております。

5ページ以降は個別の取組状況を解説したものでございまして、5ページが、原子力委員会の「長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分の基本的考え方—高レベル放射性廃棄物との併置処分等との技術的成立性—」という平成18年4月にまとめたものでございます。この検討は原子力政策大綱で示されているものに基づいた

ものでございまして、技術検討会を設置して専門的な検討を行っております。

報告書の内容でございますけれども、二つ目のポツにありますように、長半減期低発熱放射性廃棄物処分技術検討会は、報告書をまとめて原子力委員会に報告したと。原子力委員会はこの報告書を踏まえて、国、事業者等に取組の在り方を示すとともに、その取組が適確に進められることの重要性を指摘し、その実施状況に関して関係者から適宜に報告を受ける旨の原子力委員会決定文を出しております。

①として、「併置処分」及び「フランスから返還される長半減期低発熱放射性廃棄物の固化形態の変更」を長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分の処分方策の選択肢とすることは適切であるということ。

②としまして、これまでの技術的知見の蓄積を踏まえて、所管行政庁においてこの廃棄物の処分事業の実施主体及びそれに対する国の関与の在り方等の検討が進められるべきである、というようなことを謳っております。

めくっていただきまして、6ページ、7ページが、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する見解でございます。6ページが平成19年3月に出したものでございます。この見解文は、長半減期低発熱放射性廃棄物を地層処分の対象として法律上の位置付け、処分の実施主体を原子力発電環境整備機構とするなどを内容とする、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案の改正内容は適切な内容であると判断するというものであります。

そして、処分施設建設地の選定活動に係る当時の状況を踏まえ、この活動を進めていくに当たっては、次の三つの事項について特に配慮することが重要だということを謳っております。一つは処分施設建設地選定制度に関する積極的な説明、二つ目が国、NUMO及び電気事業者等と基礎自治体及び当該基礎自治体の位置する広域自治体との相互理解を深めるための学習環境の整備。三つ目が国、研究開発機関及びNUMOの役割分担を踏まえた連携・協力ということでございます。

7ページが、「高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について」という平成19年6月に出した見解文でございます。高レベル放射性廃棄物の処分施設建設地の選定活動に係る検討に当たっては、3月に公表した見解で特に配慮すべきとした事項を踏まえ、次の事項に留意すべきということで、四つほど指摘しております。一つ目が地層処分方式の安全性に関する国民の学習機会の充実。二つ目として地域及び地域を越えた相互理解促進策。三つ目が処分事業と立地地域との共生。四つ目がNUMOの機能の充実ということでございます。

以上が原子力委員会の取組でございます。

あと、安全委員会の取組について、よろしく願いいたします。

(青木原子力安全委員会規制調査課長) 原子力安全委員会の事務局で廃棄物関係を担当しております青木でございます。

原子力安全委員会では2つの専門部会を運営しております。一つは低レベル放射性廃棄物に関しては放射性廃棄物・廃止措置専門部会、それから、高レベル放射性廃棄物の処分に関しては特定廃棄物処分安全調査会、この二つの部会でいろいろ御審議いただいているところでございます。平成17年の政策大綱以降四つの報告書を取りまとめております。内容は後ほど紹介いたしますが、安全規制とのつながりで御審議をいただいておりますので、特に原子力安全・保安院等と歩調を合わせながらいろいろな検討をいただいているところでございます。

8ページ目にまいりまして、一つは、今回の原子力政策大綱でもそうでございますが、従来から発生源にとらわれずに処分をとということが謳われておりますけれども、この時点ぐらいまでは発生源から整備をしておりましたので、最後に残ってございました研究所等の廃棄物をどう規制したらいいかということで取りまとめた報告書でございます。内容的には従来の原子炉から出る廃棄物と同様に減衰に応じた処分、一定の期間管理をすれば処分は可能であろうというような内容の報告書でございます。

二つ目は、9ページ目の濃度上限値の報告書でございます。昭和63年頃から三つの報告書を出しておりますが、最初は原子炉施設ということで、主体は原子力発電所から出る低レベル放射性廃棄物、六ヶ所で処分し

ております廃棄物の濃度上限値を示したり、あるいは、平成7年頃旧原子力研究所のJ PDRの処分でトレンチ処分ということをしてしておりますが、その時の濃度を示したり、それから、平成12年に余裕深度処分ということで、特に発電所の解体に伴う、従来に比べてレベルの高いものを処分できるものの上限値を示したことがございます。その3つの報告書を取りまとめて、一括、今回全体の見直しをいたしました。

もう一つは、処分形態に応じて廃棄物の範囲を広くということで、長半減期であるTRUの廃棄物、燃料サイクル系の施設から出てくる廃棄物も含めて、処分の形態に応じて核種と放射能濃度を示した報告書が、平成19年5月の濃度上限値の報告書でございます。その中で検討として残っている点が一点ございまして、ウラン系の廃棄物については、ウランが主体になるものについては余りにも半減期が長いものであるということで、そこだけは残っておりますが、それ以外についてはほぼ処分が可能であろうということで、余裕深度、コンクリートピット等を作るピット処分、あるいは、素掘りしたところにそのまま捨てるというトレンチ処分、3つの形態に応じてサイクル系の廃棄物、原子炉系の廃棄物も含めて、濃度上限値を示しております。

結果的に、原子炉等規制法が昨年改正されました。特廃法で、従来のガラス固化体だけではなくて、それ以外のレベルの高いものも示されたところございまして、どちらの法律も政令で対象物を決めるということがございましたので、特廃法についてはTRU廃棄物の濃度をこの報告書から採用していただいたところです。それから、原子炉等規制法ではいわゆる第1種事業が地層処分する高レベル放射性廃棄物が対象でございます。それから、第2種事業が従来の低レベル放射性廃棄物、余裕深度まで含めて低レベル放射性廃棄物ということございまして、この境界である区分値に低レベル放射性廃棄物のほうで検討しました余裕深度の処分が可能という範囲の数値を、昨年12月に政令改正で採用していただいたところでございます。その報告書が9ページの報告書でございます。

それから、10ページ目が、「低レベル放射性廃棄物の埋設に関する安全規制の基本的考え方」と、タイトルから見ますと、広い範囲を示しておりますが、従来から二つの、先ほど申し上げました六ヶ所の処分、あるいは、旧原研のJ PDRのごく薄い廃棄物の処分等がございまして、そちらについては過去に原子炉等規制法に基づく安全審査をしてきたわけでございますけれども、それについては審査指針という形で、名前は「審査の考え方」となっておりますが、指針がございまして。

残っておりますのは、余裕深度に関する濃度上限値等は示しておりますが、具体的な審査の考え方、指針等を整備しておりませんので、そこを整備しようということで、昨年来やってきたところでございますが、その途中の段階で中間報告ということで示しております。内容的には、廃棄物の処分は今回の原子力政策大綱の分け方でも管理処分ということで、ある一定の期間は管理をして、それ以降は管理に依らずということになる処分の仕方でございますので、管理期間終了の時点でどうということになったのかということで、そこまでどうという評価をするかということで、三つの段階で評価をしたらどうかということでこの中間報告はまとめております。

内容的には、そこに書いてありますように、基本シナリオ、変動シナリオ、それから、ごく稀に起こるような、あるいは、作為的なシナリオの三つの区分に分けて考えて、そこで目安である線量値との関係で評価をしていただこうということで、その判断基準を示そうとしているものでございます。特に余裕深度を中心にこういう3段階の考え方を示しているものでございます。

それから、11ページにございますのが、特定放射性廃棄物ということで、昨年の法律改正に伴いまして、原子力安全委員会も現状の段階で見直す、あるいは、全体に言うことが無いかということで検討いただいたことでございます。具体的に原子力安全委員会からこの時点での法律改正について言及したことはさほどございませんけれども、ある意味では安全委員会の今の立場を再確認したようなことになっているかと思っております。具体的には、制度的には今後も原子力安全委員会はいろいろな点で関与と言いますか、必要な役割を果たしていこうというような報告書になっております。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。これは今後引き続き何をやるかということでございますが、先ほど申し上げたように低レベル放射性廃棄物と高レベル放射性廃棄物に分けて二つの専門委員会

を運営しておりますので、低レベル放射性廃棄物について検討する放射性廃棄物・廃止措置専門部会では、先ほどの余裕深度処分の安全審査を円滑にできるようにということで、中間報告に加えて全体の整理をしていこうということで、分科会等を設けて審議を継続していただいているところでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、ウランを主体とする廃棄物の処分の規制の考え方等についてはまだ検討途上でございます。専門部会としても数回検討しております。そんなところも引き続き進める必要があるかと思っております。それから、先ほど委員長からございましたように、クリアランスという制度もございまして、そのうち原子炉系の施設あるいは研究施設等でも、法制度としては整備されておまして、残っておりますのが、ウランが主体になるもののウランのクリアランスの話、それから、RI施設がクリアランス、制度的にもまだできておりませんので、その点についてこの部会で御検討いただくことになろうかと思っております。

それから、特定放射性廃棄物、これは高レベル放射性廃棄物の議論でございますが、第1次報告が平成12年にございました。特廃法が制定される時に原子力安全委員会としてどういうことをやっていったらいいかということで、取りまとめた報告書で、平成12年にでき上がっております。それを今回特廃法の改正もございましたので、見直そうということと、特廃法のほうでは文献調査から概要調査、精密調査と段階が進んでいくようになっておりますので、概要調査については安全サイドからの考え方を示しておりますが、もう少し進んだ精密調査の関係について要件を示せないかということで審議をしているところでございます。

これまでの報告と計画は以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。省庁の縦割りで説明されたものを個別に取り上げて議論しても、効率が悪いと思っておりますので、説明を全部聞いてから、質疑を行うことにしたいと思いますので、続いて、資源エネルギー庁からの説明、よろしくをお願いします。

(渡邊経済産業省放射性廃棄物等対策室長) それでは、お手元の資料第3-1号に基づきまして説明させていただきます。私から、高レベル放射性廃棄物とTRU廃棄物のうちの地層処分相当の放射性廃棄物についての取組ということで、話をさせていただきます。

3ページにございますが、冒頭に、御紹介いただいた原子力政策大綱での指摘を踏まえまして、総合資源エネルギー調査会の原子力部会、それから、その下にある放射性廃棄物小委員会での審議を経て、そこに書いてございますような取組を強化していこうと、今後1、2年間で正念場との認識を持って、関係者が一体となって最大限の努力を行うべきであるということで、NUMO、国、電気事業者についての取組方針がここで報告されました。特に国については、地域支援措置の大幅な拡充、それから、広く国民各層を対象とした広報・広報活動に重点的に取り組むということが報告されたということでございます。

この平成18年の取りまとめを受けまして、次の4ページから5ページにかけて国が行ってきた取組を書いております。まず、国の広報活動として、全国ブロックごとにシンポジウムを開催したり、そこに書いてあるような広報活動をやっております。それから、5ページにも、関心を持った地域に出ていって、そこでの住民説明会を開催するといった取組を行ってきたところでございます。それから、地域支援措置につきましては、2007年度から文献調査段階での交付金につきまして、単年度当たりの交付額の拡充といった取組を行ってきたということでございます。

それから、研究開発につきましては、国の基盤研究開発に携わる関係の研究機関をメンバーとする調整会議を平成17年に設置いたしまして、地層処分に関する研究開発を、全体を俯瞰しながら総合的・計画的・効率的に進めるという目的に向けて、ここで研究開発テーマを将来のスケジュールを見据えながら、どの研究機関がどういうことをやっていくといったようなことを整理して、重複する内容について効率的にやっていこうということでこういう会議を設置いたしまして、平成18年12月に全体マップを作成したということでございます。

その後、皆様御承知のように幾つかの地点で最終処分事業に関心を示すところが出てきたわけでございます。特に高知県東洋町での動きがございまして、昨年1月に全国で初の文献調査への応募が東洋町からなされたわけでございますが、出直し町長選挙等々を経まして、昨年4月に応募が取り下げられたということでござ

います。この一連の動きの中で、8ページにございますように、いろいろな形で関係者の方々から反対の動きや批判が出てきて、先ほど申し上げたような形で応募が取り下げられたという経緯がございます。現時点においては、最終処分事業に関心を持つ地域はこれまでいくつか現われてきているわけですが、現時点で文献調査を開始するには至っていないということでございます。

こういった東洋町等々の動きを受けて、本当に今までのやり方でいいのだろうか、もっと国が前面に立った形での強化策をとるべきではないかというような声がありました。そういったことを受けて、9ページにございますような強化策を昨年11月に放射性廃棄物小委員会に取りまとめでいただきました。主な柱といたしましては、9ページの下左側にございますように、文献調査を進めるための強化アプローチということで、国民全般への広報の拡充ということで全国の都道府県単位で説明会を行っていか、NPOと連携した形での草の根のワークショップをやっていくべきだと。それから、こういった全国レベルの広報活動と併せて、個別の関心を持った地域での広報活動の充実。この広報活動の強化ということ。そういったことを経て、実際に関心を持った地域、これまではNUMOによる公募という形がとられていたわけでございますけれども、この方法に加えまして、新たに地域の意向を尊重しつつ国からの文献調査実施の申入れも場合によっては可能にするという形で、強化アプローチを構成しております。

二つ目は、地域振興構想の提示ということで、当該地点だけではなくて、広域的な地域全体を含めまして、最終処分事業を行う地域での地域振興の構想の在り方というものを提示すべきではないかということでございます。三つ目が、研究開発にかかわる部分でございまして、特に研究開発成果を国民の学習機会にうまく活用するというので、体感できる設備を整備したらどうか。それから、国際的な連携も進めたらどうかというものでございます。四つ目が、国、NUMO、電気事業者による一体的な連携ということでございます。

この四つの柱で強化策を取りまとめたいただいたということでございます。

現在、この強化策を受けて、10ページに書いてございますような、最終処分事業の推進に向けて取組を進めております。ここで既に動かしているものとして書いてございますけれども、例えば都道府県単位の説明会につきましては、先週、1月10日に大消費地である東京を皮切りにスタートいたしまして、年度内10ヶ所を予定しております。それから、NPO活動を行われている方々と連携したワークショップにつきましても、昨年12月より実施を重ねております。それから、先ほど申し上げた体験型の設備、研究開発成果をうまく活かす形での設備整備につきましても、昨年末の政府予算案において予算計上をいたしております。国際的連携につきましては、4年に1回の国際会議に出席いたしまして、日本での取組を発信するとともに、国際的連携の重要性について確認をしてきたといったような形で取組を進めているところでございます。

続きまして、11ページ以降、地層処分相当のTRU廃棄物ということで御説明をいたします。こちらにつきましても、原子力政策大綱で御指摘いただいたことを踏まえまして、12ページの下にございますように、原子力部会、その下の小委員会におきまして、審議を重ねまして、先ほどもちょっとお話が出ていましたが、最終処分法の一部改正ということで、TRU廃棄物についても地層処分を行うための制度整備をしたところでございます。この最終処分法改正の中で、13ページに書いてございますけれども、TRU廃棄物を対象にしたのとあわせまして、海外からの返還に係る代替取得による廃棄物についても最終処分の対象として追加いたしました。この法律を昨年6月に制定したところでございました。

14ページに書いてございますようなスキームで法律改正をいたしまして、15ページに書いてございますように、改正最終処分法の施行を4月1日に行うということで、現在それに向けての準備作業を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。それでは続いて、原子力安全・保安院の取り組みの御説明をお願いします。

(松尾経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課長) 経済産業省原子力安全・保安院の放射性廃棄物規制課長をしております松尾と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料第3号-2に基づきまして、できるだけ簡潔に御説明申し上げたいと思います。原子力安全・保安院の取組といたしましては、原子力政策大綱、原子力安全委員会のお示しになった濃度上限値などの方針等に従いまして、かつ、電気事業者や日本原燃などの事業者の具体的な計画の進捗を踏まえて、適切に安全規制の枠組みを順次整備していくとともに厳格に安全規制を実施するというのが基本的な役割だと認識しております。

1ページ目に現状を簡潔にまとめて書いてございます。時間の関係もございまして、端折ってポイントだけ申し上げますと、①、②と廃棄物の埋設事業、それから、廃棄物の管理事業が書いてございます。①の埋設事業につきましては、青森県の六ヶ所村、それから、茨城県の東海村において、低レベル放射性廃棄物の埋設事業が進行中である。それを適切に安全規制をさせていただいているという状況でございます。②の管理事業につきましては、同じく六ヶ所村で高レベル放射性廃棄物の管理、それから、茨城県の大洗において低レベル放射性廃棄物の管理事業の2つが行われておりまして、これの安全性を確保しています。

それから、少し毛色は違いますが、③の廃止措置でございます。後で原子炉等規制法の改正等について御説明申し上げますが、現状、日本原電の東海発電所の廃止措置、解体について、原子炉等規制法の改正を受けた廃止措置に関する新しい規制の枠組み、手続に従った国の廃止措置計画の認可を国内で初めてやっております、これに基づいて解体が進みつつあるところでございます。もう一つ、福井県のふげんにつきましては、昨年の11月に原子力機構より廃止措置計画の許可申請が提出された段階で、今審査中の状況でございます。

それから、④がその他の付加えて書いてございますけれども、先ほど申し上げましたように保安院は安全規制の枠組みをきちっと整備し、それを運用する機関だと認識しておりますが、それをしていればいいというだけではないと思っておりますので、できるだけ広報活動にも取り組んでまいりたいと思っております、そこに書いてあるようなことを、パンフレットを配布したりということを含めて広報をやらせていただいているというようなことを、現状としてまとめて書いております。

2ページに、今日メインで御報告、御説明申し上げたい項目としまして、七つの項目を書いております。原子力政策大綱の整備に従って七つにまとめたつもりでございますが、①から③が地層処分に関係すること、④が先ほどお話が出てまいりました低レベル放射性廃棄物の中の余裕深度処分に関する、⑤は余裕深度処分の検討を受けて浅地中処分にそれを反映するのいかないのか。これは後で御説明申し上げます。それから、海外再処理に伴いまして、フランスから帰ってくる返還廃棄物の仕様が変わることに伴い、それを安全規制としてどうするかという検討が⑥。⑦が廃止措置に伴うクリアランスの問題というふうにまとめております。

ちょっとお時間をいただきまして、これについて順次簡単に御説明申し上げたいと思います。5ページを開けていただきたいと思います。

まず地層処分の一つ目といたしまして、原子炉等規制法の改正についてまとめております。石博先生に委員長として取りまとめをお願い申し上げているんですけども、総合資源エネルギー調査会の廃棄物安全小委員会の検討を経まして、昨年6月に原子炉等規制法の改正をさせていただきました。簡単に申し上げれば、ガラス固化体などの地層処分の安全規制の枠組みを導入したということでございますが、それが施策の実施状況の●の二つ目までに書いてあります。

●の三つ目は、先ほどもちょっと話が出ていましたけれども、炉規法改正の半年後、昨年12月に原子炉等規制法の施行令、政令を改正させていただきました。地層処分の対象となる廃棄物とそうでない廃棄物の区分の基となる値、区分値について政令で規定をさせていただきました。一番最後の●に書いてございます通り、この政令の策定に当たりまして、原子力委員会、原子力安全委員会にその内容の妥当性について諮問をさせていただいて、よろしいという答申をいただいているという状況でございます。

6ページにまいりまして、原子炉等規制法の改正を受けまして、改正炉規法の施行は本年の4月1日付けを予定しております。それに伴いまして、地層処分に関する技術基準、審査に当たっての基準、それから、実際の設工認をするに当たっての基準、そういったものを技術基準として経済産業省令として取りまとめて施行しようということを考えております。そのことについてここで書いております。

その実施状況につきましては、これも廃棄物安全小委員会で今検討をさせていただいているところでござい

して、一番下の方に「平成20年1月（予定）」と書いてございますが、パブリックコメントの手続を経まして、本日の午後開催していただきます廃棄物安全小委員会の会合にてファイナルの案を御議論いただくというところまでできております。これを受けまして、4月1日に施行できるように、経済産業省保安院において技術基準を省令としてまとめるということを考えております。

それから、7ページ目にまいりまして、地層処分に関する安全研究でございます。原子力安全委員会の「重点安全研究計画」に基づきまして、特に今後地層処分事業の安全審査をする際に必要な安全評価手法やデータベースを整備するというところで、下に小さいポツが三つ書いてございますが、例えば地下水の問題とか地質情報データを取るといった、安全審査をする上で極めて重要なテーマについて、平成21年までの計画で安全研究を実施中ということでございます。

8ページ目でございますが、次は余裕深度処分に関しての検討状況でございます。赤字で書いてございますように、原子力政策大綱においても「事業の実施に向けて速やかに安全規制を含めた制度の整備を検討すべき」という御指摘をいただいております。これを受けまして、廃棄物安全小委員会で、一昨年以來御検討をいただいていたところでございますが、これについてもパブリックコメントの手続を経まして、本日の午後にファイナルのドラフトを御議論いただく予定としております。この結論をいただければ、それに基づいて、保安院として、余裕深度処分を規制するための技術基準ということで、4月1日施行に向けて省令を制定したいと考えております。

9ページ目はちょっと毛色が違う話ですが、余裕深度処分という、地層処分ではないグループについての規制の仕方について御検討いただきましたので、それを現行のピット処分、トレンチ処分、いわゆる浅地中処分ですが、これに対してその検討結果を反映するのかわからないのかということも、廃棄物安全小委員会において今回検討いただいているところでございます。

下のほうに書いてございます通り、一昨日まで4回、廃棄物安全小委員会の下のワーキンググループを開催してきたところでございまして、これについても本日午後の小委員会の会合において、ワーキンググループの取りまとめ結果を御報告し、もし了承ということになりますれば、パブリックコメントの手続に入っていくと。これについても、余裕深度処分と合わせまして、地層処分ではない廃棄物処分の形態を括った第2種廃棄物施設事業として、1つの省令として技術基準を策定しようという方向で考えております。

10ページ目は、先ほどもちょっとお話が出ていましたけれども、海外再処理に伴いまして、フランスから帰ってくる返還廃棄物の形態が、従来のセメント固化体から固型物収納体、下の方に（参考）でCSD-Cの概要についてと書いてございますが、ハル・エンドピースというのを缶に封入して、ディスク状に圧縮して、それを容器の中にバネを使って封入するという、CSD-Cという形態で帰ってくるということが今具体的に検討されている状況です。しからばということで、これを日本に持って帰ってきて、貯蔵施設に貯蔵するに当たって、現行の規則で安全規制がそのままできるのかどうかということ、やはり廃棄物安全小委員会で御検討いただいているところでございます。

施策の実施状況に書いてございますように、返還低レベル放射性廃棄物に係る技術ワーキンググループを設けていただき御検討いただいて、これも本日午後の小委員会においてワーキンググループの検討結果がよしということでございますれば、パブリックコメントの手続に入っていきたいと。そして、海外からの返還廃棄物の仕様変更されたものについても規制できるように、それに基づきまして技術基準の改訂をしていきたいと思っております。

11ページ目は、廃止措置に伴って出てくる廃棄物のクリアランスに関するところでございます。クリアランスにつきましては、施策の概要のところ書いてございますが、平成17年5月に炉規法の改正を、これも原子力安全委員会の御検討を踏まえて、さらには廃棄物安全小委員会の検討を経て行ったわけでございます。その年、平成17年12月にはそれに基づく政省令を併せて改正させていただいて、クリアランス制度が運用段階に入っているところでございます。

ちょっと飛びまして、施策の実施状況の最初のほうに書いてございますが、平成18年6月に日本原子力発

電の東海発電所に関して、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請という、クリアランスをする申請が行われまして、その年の9月に認可しております。平成19年4月にさらにクリアランス物の確認申請が行われて、国がそれを確認したという手続を昨年経まして、去年の6月には原電東海から107トンのクリアランス物が初めて搬出されたところでございます。

施策の概要の2つ目のパラグラフに戻りまして、放射性廃棄物ではない廃棄物、使用履歴から見てそもそも放射化している恐れがないと思われる、原子力施設から出てくるんだけれども、放射性廃棄物として扱う必要がないというものの扱い方について、統一的なガイドライン的なものを作ろうということで、廃棄物安全小委員会において昨年御検討いただきまして、レポートを取りまとめいただいたところでございまして、次に施策の実施状況の一番最後を書いてございますが、今、これにつきましては、その制度の運用段階に入るべく事務的な作業を行っているところでございます。

以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

最後に、文科省の資料があるんですが、説明者がまだ到着していませんので、これは到着を待って説明を受けることとし、ここまでに御説明いただいたことに関し、御議論いただくことにいたします。

説明がぼつぼつと切れていて、わかりにくかったかもしれませんが、大括りしますと、資料第2号の3ページに諸制度整備状況という一覧表がありますね。説明は、ここにあるそれぞれの組織から、関連の活動状況についての御報告と、高レベル放射性物質の処分事業を進めるための活動、取組についての資料第3-1号に基づく資源エネルギー庁からの御説明があったということになるのかと思います。

それでは、以上の説明について御質疑、御討論をお願いします。どこからでも結構ですが、できれば、前半は、規制制度の整備にかかわるところについて、資料第2号の3ページの一覧表を見ながら御質問、御意見を頂戴できればと。後半は、資料第3-2号にかかわる実際の取組についての御質疑ということにさせていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ、御意見、御質問を。石樽委員。

(河瀬委員) 私が先に札を立てましたけれども。

(近藤部会長) ああ、そうですか。失礼いたしました。では、河瀬委員、お願いします。

(河瀬委員) 札を立てればいいかなと思ひまして立てました。ありがとうございます。

私からは全般的なことになります。と言いますのは、私どもは立地自治体という立場でございますので、私どもの発電所から廃棄物が出ていって、それがどこかで処分をしなくちゃならんということで大変大きな問題でありますし、立地自治体としても心配をしている一つの事業でございますので、発言をさせていただきたいと思っているところでございます。

原子力政策大綱におきましては、また、原子力部会等においても、国と立地地域との信頼関係のことをしっかりと謳っていただいておりますし、その国の姿勢は評価したいと思っているところでございます。しかし、処分場の問題になりますと、先ほども東洋町の例が出されましたけれども、なかなか難しいと。私どもの立場でありますと、首長が政治生命を懸けて取り組みましても、いろいろな観点から大きな力がかかり、落選をしまつて望めないということがはっきりとした形で表れておりまして、この問題に対する難しさが現われているなということを感じたところでございます。

特に廃棄物の問題というのは、例えば私ども行政を預かっている立場で廃棄物行政、ごみ行政と言いますか、私ども敦賀にもごみ問題という大変大きな問題がございまして、ようやく解決に向けて動いてはいるんですが、自区内処理が原則と言ひまして、自分たちが生活をし自分たちで出したごみを自分たちのところで処分していくというのはごく当たり前でありますけれども、都市部ではなかなかそれもできないということで、地方に負担がかかっているわけですね。

エネルギー問題、特に原子力を活用した問題というのは国を挙げての施策でありますし、私どもは発電所があり、発電所から出したごみを自区内処理という考え方は成り立たないと考えておりまして、国全体としてし

つかりと捉える問題であるというふうに認識いたしております。そういう点では、これからも分かりやすい姿勢で宣伝をしていただきたいということと、しっかりとした対応をとって。今もテレビなどを見ておりますと、NUMOさんの環境問題に対して、小さな地球みたいなところをころころと歩きながらやっているんですが、ああいうのも一つの方法かなと感じているところでございます。

そこで、先ほど言いましたようにエネルギーというのは、国民一人ひとりが自分たちの問題であると捉えることを、しっかりと広報していただきたいなということを感じておりますし、そのことに対して国が前面に出ていただきたい。要するに、日本国が責任を持ってやるんだという体制をしっかりとこれからも打ち出していきたいなと思っております。最近はそのような姿勢も出ているなということで、その分も評価はさせていただきたいと思っております。

また、低レベルの放射性廃棄物のクリアランスでございますけれども、日本原電さんは私どもの地域にもございますが、地域住民また国民に対する理解活動は是非しっかりとさせていただきたいなと思っております。関係者は分かりましようけれども、一般の人は低レベル放射性廃棄物のクリアランスといっても何のことかなど。また、私どもの地域の中でも分からない人がほとんどでございますから、そういう理解活動はしっかりとさせていただきたいと思っております。

それから、私ども敦賀市には廃止措置準備中であるふげんがございます。放射性廃棄物の処分の具体的な対策と言いますか、今後の廃止措置の期間完了までとされているわけでございますので、研究施設等の廃棄物処理につきましては、原子力機構が中心となりまして体制を進めるというふうになっているんですけれども、まだ文科省の人はお見えでございませぬが、文部科学省も前面に立って是非進めていただきたいということをお見えになったら近藤先生からは是非言っておいて欲しいなと思います。

私、時間の関係がございまして、いつものとおりでありますけれども、言いたいことを言ったらすぐ帰らなくちゃならないということでございまして、お許しを頂きたいと存じます。よろしく申し上げます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

御指摘の3点につきまして、河瀬委員がお帰りになっちゃう前に渡邊さんの方でお話したいことがあれば、伺いましょうか。渡邊さん、何かありますか。

(渡邊経済産業省放射性廃棄物等対策室長) 御指摘、どうもありがとうございます。

特に高レベル放射性廃棄物についてはこの事業の難しさがあって、国だけとか、誰かだけがこれをやればうまくいく問題とは思ってなくて、今まさに河瀬委員おっしゃったように、国民一人一人の問題と捉えることが非常に重要だと思っております。そういう意味で、広報活動は不可欠だと思いますし、何より国が前面に立つという取組の姿勢を進めていくことも非常に重要だと思っております。そういう問題意識の下に、先ほどちょっと御紹介申し上げた強化策をお取りまとめいただいて、現在そういう意識の下に取り組んでいるところでございまして、引き続き、是非御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

(近藤部会長) それでは、お待たせしました。石樽委員、お願いします。

(石樽委員) 3ページの表について二、三お尋ねしたいと思えます。

第1点は、非常に細かいことで恐縮ですが、低レベル放射性廃棄物の括りの一番下にR I 廃棄物というのがございまして、これの原子力安全委員会絡みのところ、R I 廃棄物の濃度上限値等、これはみんな斜線が入っているわけですね。R I 廃棄物に関する濃度上限値というのは必ずしもまだ示されていないと私は思っているわけですが、ここの斜線の意味は今後も検討するあてはないということなのかどうなのか、そこのところをまずお伺いしたいというのが一つ。

続けて申し上げます。第2点はウラン廃棄物ですが、先ほど青木さんの御説明にありましたように非常に遅れているというのが私どもの印象でございます。これは「処分に関する濃度上限値」のところにも「除く」と書いてありますし、下のクリアランスについても、ウラン廃棄物のクリアランスレベルは示されていない。この表の下の*3のところ「ウラン廃棄物については、埋設計画が具体化する段階で検討される予定である」と。一方、資料第1号の1ページ目にウラン廃棄物という記述があるわけですが、それを読みますと、「安全

規制制度の準備状況を踏まえて、処分の実施に向けた取組を行うべし」と。

これを見ますと、関係者はお互いに規制が整備されたら処分を進めたいと、規制が見えないから計画が進められない、規制のほうは処分の具体性が見えたら規制を作りますよと、両睨みみたいで閉塞状態にあるのではないかということで、規制でまずやっていただくのが筋ではないかなと私は思います。

もう一つ、先ほどのR I 廃棄物のところにも絡むんですが、ここにあまり出てきていない、我々は「二重規制」と言っている問題があります。それが適切な言葉かどうか分かりませんが、例えばR I 廃棄物で言いますと、私どものことで恐縮ですが、R I 廃棄物は障害防止法で規制される廃棄物を我々は集荷しているわけです。一方、病院とか医療で出てくる廃棄物は、一部、障害防止法のものもありますけれども、医療法ですね、医療関係の法律で規制されている廃棄物です。更に将来は獣医法ですかね、農水省関係の廃棄物も出てくる可能性があるかと。既にそういう話を聞いております。

後で文科省さんの御説明があると思うんですが、今、R I ・研究所等廃棄物の処分は同じ処分場でこれらの廃棄物を処分するということになっているわけです。そういう方向で進められているんですね。その時に規制はどうするんですかという問題があつて、現時点でははっきりしていないんですね。それは最終処分の規制をどうするかという問題もありますけれども、それに向けて処理をしなければいけないわけです、我々は。他の方もそうです、原子力機構もそうです。その時に最後の処分の規制が見えないと、一つ間違うと手戻りみたいな、二度手間になってしまうような問題もありますので、このところは省庁を越えた問題になりますから、これを何とかしていただかないとまずいのではないかと。

第3点は、二重規制と絡むかもしれませんが、有害物質を含む放射性廃棄物というのがあるわけですね。例えばカドミウムとか鉛とかいうようなものを含んでいる可能性がある。特に研究所廃棄物とか障害防止法から出てくる廃棄物はそういう可能性があると言われております。これらについて規制をどうするのか。今、安全委員会等でやられていますのは、放射能あるいは放射性核種についてはあるんですが、非放射性的の有害物質が混ざっているものですね。「ミックスドウエスト」と我々は呼んでいます、そういうものについての規制をどうするのかという問題はあまり手がつけられていない。安全委員会のレポートの中にちょっと書いてあるものもあるんですが、その後進展していない。この辺のところを是非進めていただきたい。

以上でございます。

(近藤部会長) R I 関係は後で文部科学省から御説明いただくことになっていきますので、今とりあげるべきかどうかと思いますが、3ページの下の方*3は誰が書いたのか、私もこの文章は大変おかしと感じました。これは石博先生御指摘のとおりです。

また、ウラン廃棄物については緊急性の認識があつて、原子力政策大綱でも前に進めることになっていきますので、そのことを踏まえて、先ほど御説明があつたと理解しております。

(石博委員) ただ、技術的に非常に難しい問題があると、先ほどもおっしゃっていましたが、どういうことでしょうか。

(近藤部会長) 青木さん、補足説明をお願いします。

(青木原子力安全委員会規制調査課長) 幾つか答えられる範囲ですが。まずR I の濃度上限値の話ですけども、R I 法、障害防止法は2、3年前に改正されていまして、具体的に規則まで整備が終わったと思えます。その中で濃度上限値は、R I 規制法は、障害防止法のほうは設けないということでございましたので、敢えて検討はしていないというのが現状でございます。だから、評価等を踏まえて、施設に応じて決まってくるのではないかなと思います、具体的な立地で決まると。

それから、ウランはなぜ検討していないかということですが、具体的に申しますと、一昨年、1年半ぐらいからウラン関係の方たちの話を聞きますと、クリアランスから手をつけていただけないかということがございまして、ウランのクリアランスということで検討を始めて数回やりました。やった時点で、どうしても難しさが天然にあるものに対する考え方にあることと、IAEAの基準等で示されているのも、ウランだけは、放射能濃度と言いますか、半減期を考慮できないものだから別建てに濃度上限値が示されておりますので、それと

線量評価との関係でいいのかということがありまして、そこで行き詰まっている点がございまして。線量評価で考えますと、処分との関係も出てきますので、今回の濃度上限値の報告書の段階では少し置き去りになって、注釈の3に書いてあるような書きぶりでも当委員会の報告書には書いているというのが現状でございます。

(石博委員) 私ばかり時間をとって申しわけありませんけれども、最初の点は、文科省さんがおられるので御説明があると思いますが、今、考えているのはコンクリートピットとトレンチ処分ですね。R I 廃棄物は安全委員会から簡単なレポートも出ていますけれども、放射能の濃度としてはトレンチでいけるだろうと、そういうものが、3年前だったと思いますが、出ています。

もう一つ、R I で線源とか放射能濃度の高いものがあるわけですね。これはコンクリートピットでも無理ではないかなど。濃度上限値がなければどうするのかというのはよく分からないわけです。量的にはそんな多くはないんですが、そういうものがあります。場合によると一部、 α 廃棄物とかアルファエミッター、例えばラジウムとか、そういうものも廃棄物としてあるわけです。その辺も含めると、濃度上限値をどこかでやっていただかないと大変なのではないかなど。そういう意味もございまして申し上げたんです。

(近藤部会長) ちょっとテクニカルなので、担当行政当局から議論の現状を正しくレポートされた後でない原子力委員会としては捌きようがないように思いますが、安全委員会は、今の石博さんの問題提起に対して何か御意見がございましておありですか。

(青木原子力安全委員会規制調査課長) 規制当局は文部科学省ですので、そちらと調整しないと分からない点もございまして、規制法と障害防止法で法体系が結果的に変わった制度になってしまったというのが一番大きな点だと思います。規制法のほうは、管理期間を設定して、それに合わせて最終的に管理を終えるような判断までを安全審査の段階でするんですけども、障害防止法のほうはそうはなっていないくて、ある施設ができ上がって、そこへ処分ができるような形に整備されたと思いますので、そこをどうしたらいいのかということが残ってしまうと思います。

(石博委員) 二重規制の問題は省庁を越えていますので、それぞれの省庁に言っても全然だめなんですね。ですから、原子力委員会とか、そちらのほうからやっていただかないことにはなかなか動かないのではないかとこのことで。

(近藤部会長) 分かりました。大綱でも物理的に区別する必要のない廃棄物は一元的に合理的に処理できるようにしなさいと言っています。言うだけではしょうがないのですが、具体的には、例えば関係業界なり学会等がかくあるべしというものを作って、それを関係省庁に提案する。それらをつき合わせて合理的なところを探る、あるいは関係学会が合同して一本の合理的なものにまとめて、それを国に実現方求めるのがいいのではないかと考えて、機会があれば、そのように発言しているつもりです。1 から 10 まで国に頼るのでは時間が掛かりすぎるので、国がこんなことを言うてはいかんのだけれども、そういうアプローチもあるのではということをお願いしているわけですが、これは検討課題にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、内山委員。

(内山委員) 冒頭、委員長から自由な意見を述べていいと言われたものですから、そういう視点から述べさせていただきます。

今日説明を聞いて感じるのは、今、委員長と石博先生からもありましたように、やや縦割りで非常に複雑な構造になっていると。誰がコントロールするのか明確に分からなかったというのが印象です。どこかが責任を持って廃棄物行政全体をコントロールする役割が必要になるのではないかと思います。場合によってはお互いに責任を押しつけあって、あまり進まないで、何となくだらだらと継ぐような不安感を感じました。今後もう少しその辺を明確に、またオーバーラップしているようなところはなるべく無くすような形で進めていただきたいと思います。

私が今日の説明の中で非常にいいなと思ったのは余裕深度処分ですね。廃棄物が非常に種類が多い、それから、低レベルから中レベル、高レベルと様々なものがあるわけですので、余裕深度処分という考え方を今後前面に出した方法はどうかということをご提案していきたいということなんです。それはどういうことかと

言いますと、今は出てきたものを最終的な形で処分する、いわゆる最終処分が原則になっているんですね。それをもう少し改善できないのかと。誰だって最終処分と言われると抵抗感があるわけですよね。浅地処分の場合は最終処分を受け入れられているという状況ですね。

ところが、先ほど石樽先生からあった有害物質が入っていると、中レベルあるいは高レベルになると、そういうものをいきなり最終処分地にさせられるというのは、かなり地元の抵抗があるわけですので、余裕深度処分の考え方をもう少し広げまして、段階的処分法と言いますか、中間処分的な役割にまで拡張できないのかと。つまり、余裕深度はせいぜい50メートルか100メートル地下に処分するものですが、そこを例えば高レベルでも最終処分でなくて一時的に、またそこに例えば20年30年、一種の保管的な形で処分を行ってみると。

技術というのは時間がかかるもので、信頼を得るためには時間をかけてやるしかないと思うんですね。そのためにはそういう段階的に処分に向けた合意を得ていくプロセスが必要ではないかと感じまして、いきなり高レベルを地層処分最終処分するのではなくて、段階的な形で処分する。その方策として余裕深度処分の範囲を広げて、廃棄物の中間処分的な役割にまで拡張できないものかということを考えてわけです。そうすることによって、様々な形で人々に処分の在り方を理解してもらうことが可能になるのかなとふうには思っております。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

今の論点は非常に重要な論点なので、別に時間を取って改めて議論したいと思います。

それでは、堀井先生、どうぞ。

(堀井委員) 私のコメントは全般的な話ですので、もし文科省さんからお話があるなら、その後で結構です。

(近藤部会長) はい、分かりました。

それでは、文科省が到着いたしましたので、資料第4号で御説明いただきます。よろしくお願いします。

(門田文部科学省放射性廃棄物企画室長) 文部科学省から、資料第4号に基づきまして説明させていただきます。

最初が、研究施設等廃棄物の処分体制整備に向けた取組ということで、先ほど来二重規制とかいう議論もありましたけれども、いわゆるRI廃棄物まで含めたレベルの低い、主として研究関係から出てくるものの処分についての体制整備ということを考えておりますので、その説明をさせていただきますと思います。

1枚めくっていただいて2ページからでございます。まず現状でございます。これは改めて御説明するまでもなく、原子力は発電以外にも非常に幅広い分野で利用されていると。ここに書いてありますとおり、研究用の原子炉から始まりまして、核燃料サイクルの研究関係、大学での基礎的な研究、はたまた放射線利用ということでございますと、病院などでも使われていると。あと、民間利用ということで、工業利用とか小規模な研究施設での利用が進んでいるということでございます。

これらの事業者を延べでカウントいたしますと、独立行政法人、大学、公益法人、医療法人等々ございまして、約2,500事業者が活動しております、様々な形態の廃棄物が発生しているということでございます。それが昭和20年代ぐらいから累積しております、今、全体で200リットルドラム缶換算約51万本と言われております。このうち、後の説明とも関係してくるんですけども、日本原子力研究開発機構が我が国の中核的な研究開発機関として研究活動を進めておりますので、大半の約34万本が原子力機構の活動によって出てきた廃棄物となっております。この研究関係の廃棄物につきましては、御承知のとおり処分場が今ないということでございますので、それに伴って様々な支障が一部出ている、あるいは、出始めております。

そこが各事業者の状況ということでございます。例えば、原子力機構の研究拠点の一つでございます東海の研究所においては、現在、廃棄物保管容量の96%ぐらいいっぱいになっておまして、このまま放っておくと近々満杯になってしまっていて、研究に支障が出かねないという状況であります。あるいは、もう既に一部の事業者におきましては、原子力の研究活動を終了しているんですけども、廃棄物があるためにずっと保管し続けられないとい

けない。そうしますと、放射性廃棄物でございますので、規制の関係で厳格な管理ということになりまして、そのための管理費がかなりかかっているという状況、あるいは、老朽化した施設を取り壊そうということを考えても、それをやり始めた瞬間にコンクリートとか大量に廃棄物が出てきますので、解体しようと思ってもなかなかできないというようなことが、一部、出始めているというような状況を踏まえまして、早急な廃棄物処分の実施体制の確立が必要だと認識しております。

これにつきましては、急にこういう問題が顕在化したわけではございませんで、次の3ページでございますけれども、原子力委員会が約2年前におまとめいただいた「原子力政策大綱」におきましても、ここに書いてあるようなことが言われておりまして、処分が実施されていない廃棄物については処分方法を早急に明確にして、実現に向けて計画的に取り組むことが重要であるという現状認識とか、具体的な廃棄物の処分においても、発生者責任の原則等々に基づきまして、安全に処理・処分することを早急にやらないといけない。その時には、もちろん情報の公開とか、国民や地域理解の下、具体的な計画を立てなければいけないとか、安全規制の状況をにらみながら、処分の実現に向けて取り組むべきというような認識が示されているので、こういうことも踏まえて我々は検討してきたということでございます。

続きまして、4ページもそういうことのもうちょっと細かい話ですけれども、そういうのを踏まえて、文部科学省も、ここに書いてありますような委員会で、研究とか医療を中心とした放射線利用から出てくる廃棄物の処分をどのように行っていけばいいのかということ、有識者の先生方に御議論いただいて、このような方向性を出していただいているところでございます。

そのポイントは、1.のところでございますけれども、実施主体が今まで無かったために処分がなかなか進んでこなかったということでございますので、改めて議論いただいた結果、先ほど言いました51万本のうちの約34万本、大半を有しているというような観点、あるいは、非常に幅広い研究開発活動を行っておりますので、多種多様な廃棄物の取扱いに対しても一番知見を有しているというような技術的能力が高いという観点から、日本原子力研究開発機構が処分主体となって、関係者と協力して進めていくというような体制が一番合理的であろうと。国はそういう体制に基づいて円滑に処分事業が進むような枠組み作りをしていく必要があるだろうというような結論が得られております。

それから、処分費用の関係についても、原則はもちろん発生者責任の原則ということでございますけれども、それがきっちり担保されて、円滑に処分が行われるような方策を検討すべきであるとか、これは言わずもがなでございますが、国民の理解の下に進めていくとか、あるいは、立地をお願いする地域とのいろいろな共生方策についても考慮しながらやっていくべしというような方向性を示していただいております。

それを踏まえまして、今どういう状況になっているかというのが5ページ目でございます。最初の発生者責任の原則は先ほど述べたとおりでございますけれども、発生者がそれぞれの廃棄物発生量に応じて費用を負担して処分事業を進めていくという考え方の下に、実施体制といたしましては、2,500事業所と関係者が多ございますので、国としては関係者の調整とか、処分事業は息の長い事業になるわけでございますので、処分の大方針を示すことは国が行うべきであろうと。それから、実施主体は、先ほど述べましたとおり、原子力機構が、大半は原子力機構のものではあるんですけれども、それだけではなくて、その他の事業者の廃棄物も併せてしっかり処分していく責務があるだろうと。そして、廃棄物発生者は、実施主体となる予定である機構に物量に応じて処分を委託するというようなスキームでやっていくことが適切であろうということでございます。

それを受けまして、具体的にどういうことをやり始めているかというのがその下でございます。まず一つは原子力機構法の一部改正ということで、今、政府部内で最終的に調整中でございます。こういう体制を機構が実施主体としてしっかり位置付けてやるということを明確化するために、機構は独立行政法人でございますので、原子力研究開発機構法という法律に基づいて業務等を行うことになっておりますが、その中で廃棄物の処分業務をやるということは明確には位置付けられていないんですけれども、法律を改正してしっかり位置付ける。あるいは、事業を実施するに当たっては詳細な実施計画的なものを作るというような中身を柱とする法律改正を考えております。これは、今日から通常国会が始まりましたけれども、今国会のなるべく早い時期に提

出すべく作業を進めているところでございます。

それと併せまして、処分費用の問題も重要でございますので、発生者責任の原則に従いますと、大半の費用を負担しないといけない原子力機構は、トータル千数百億円というように試算されておりますが、それを一気にというわけにはいきませんので、そういう費用を今から着実に積み立て始めるということを考えております。この費用につきましては、もうちょっと詳しい資料が次の6ページ目でございます。

具体的には来年度の政府予算案におきまして、機構の運営費交付金の中ではございますけれども、ここに書いてございますとおり、原子力機構は一般会計、特別会計、つまりは発電に比較的近いもの及び基礎的なものということで二つの勘定を持っておりまして、それぞれから発生してくる物量で案分したような形で、トータル約43億円ということをお願いしているところでございます。ただ、こういうのは今年だけではなくて、来年、再来年と、当面同じ額の予算を確保して、来るべき処分場の建設等に備えて、今のうちから資金的な目処をつけておくというようなこともやり始めているところでございます。

次のページはまだ粗々ではございますが、どんな規模、事業なのかということの簡単な説明でございまして、対象廃棄物と処分方法につきましては、研究を中心とした幅広い放射線利用等から出てくる廃棄物を対象として、浅地中処分、具体的にはトレンチとかコンクリートピットを対象にしてやっつけていこうと考えております。トータルの量は、平成60年ぐらいまでに発生が見込まれる物量ということで、200リットルドラム缶換算約53万本ということでございます。

先ほど現在まで51万本たまっていると申しましたが、ここは廃棄体換算と申しておりますが、ちょっと紛らわしいんですが、生の廃棄物を処分場に埋められるようにするためには、燃やせるものは燃やして容積を減らしたりという工程を経て処分されることとなります。そういうことから生の廃棄物は燃やせるものは容量が減りますし、コンクリートみたいなものはほとんど減らないんですけども、それを平均すると半分ぐらいということでございますので、53万本と。先ほど2ページ目で51万本と、同じような単位で換算いたしますと、今後合わせて100万本以上出てくるものを、必要な減容処理をして53万本ぐらいを埋めることになるであろうと考えております。そういう処分をするために必要な土地代とか建設費、操業費等々を見積もりますと、大体2,000億の事業でスタートすることになると考えております。

これはまだイメージだけでございますけれども、処分施設の比較的浅いところに埋めるトレンチと、もうちょっと深め、深めと言いましても十数メートルのところ処分のコンクリートピット施設、それプラス、廃棄体確認施設、一時保管施設等々合わせまして、敷地的には1キロ四方ぐらいの面積が必要になるのかなと考えております。処分スケジュールにつきましては、ここにございますとおり、初期の建設段階、10年弱ぐらい、そして、実際に処分場ができて、53万本を一気にというわけではございませんので、平均すると年1万本ぐらいが処分場に持っていくのに50年ぐらい、その後、土を被せて埋め戻して、放射能レベルが減衰して、基本的に問題が無くなるまで、段階管理というのがちょっと長くて、300年ぐらいと見込まれておりますけれども、こういう体制でやっつけていくということでございます。

以上、7ページまでが我々国のほうが制度作りということで、直轄的に制度設計しております研究施設等廃棄物の処分体制の関係でございます。最後のページは、それ以外にも文部科学省、特に原子力機構は技術開発をやっております、それをまとめたものでございます。これにつきましては、今伺っているところだと、次回、機構から詳しくということなので今日は省略いたしますが、こういうふうに低レベル放射性廃棄物関係、高レベル放射性廃棄物はもちろん、機構自らの施設の廃止措置というものまで含めて、幅広い研究開発活動をやって、その知見を、国とかNUMOなどの事業へ反映させていくというような活動もやっております。

以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を含めまして、御質疑を続けていただければと思います。先ほど規制側と二つに分けると申し上げますが、時間もありませんので、何でも構いません、御自由に御発言、御質問を頂きたいと思っております。

堀井先生、どうぞ。

(堀井委員) 一般的なお話でもよろしいですか。

(近藤部会長) はい、どうぞ。

(堀井委員) 今日いろいろな取組のお話を伺って、その上で、今日の資料第1号の4の評価の方法というところで、こうした進展状況、取組状況を把握して、それを踏まえて評価をするということが書かれているわけですが、本当にそれでいいのかなと感じました。この事業は難しいこともあってうまくいっていない部分があるということについては共通の認識だろうと思います。そういうときに、なぜうまくいっていないのかという問題分析、因果分析を行って、問題の原因を明らかにすることが重要だと思います。

今日の御説明の中で、例えば資源エネルギー庁から取組の強化策の御紹介がありまして、こういうものは個別に問題分析を行った結果としてこういう対策をとられているんだということは理解できるわけですが、政策評価をする時にはもう少し上位の問題分析をすることが必要なのではないかと。その上で果たして政策があったのかなかったのか、あるいは、政策を実施する部分で問題があるのかなのか、こういう検討ができるのかなと感じました。

お話を伺った上での思いつきですので、断定的に申し上げるつもりはありませんけれども、今後の進め方の中で御参考いただければ幸いです。

(近藤部会長) ありがとうございます。

御指摘の点についての議論は、今日で終わりませんので、御趣旨を踏まえた検討も含めて、評価にいたりつくようにしてまいりたいと思います。

他に。井川委員。

(井川委員) 説明を今日伺っていて一番分からなかったのが原子力委員会の説明でして、やっている項目をぼつぼつと、見解を出したと言っているんですけど、何で出したのかという理由もなければ、何のタイミングで、どういう環境で出したのかも何も説明がなくて、こんなことで原子力委員会の取組というのは、政策評価を自らできるのかという一抹の不安感を持ちまして、もう少し説明責任を果たさないと、原子力委員会としてこの問題について恐らく最終責任者、政府の個々の役所よりも重い責任を担っているのだという認識が担当者にあるのかというクエスチョンマークを持ちました。

それを踏まえて、この問題は関係省庁が細かく分かれていてわけが分からないし、内山先生も御指摘になったけれども、フランスのせいというのも何ですけども、回収可能性とか段階処分というのは世間では話題になっていて、それ自体はいろいろな御意見があるんだろうと私は思うのですが、原子力委員会でこれを改めて取り組む、検討すると。検討するというより、止めるための検討ではなくて、現状いろいろな取組がなされているわけですから、それをさらにプッシュするような検討、あるいは練り直しとか、応援的な支援策を練り直すというような形で、原子力委員会がもう一回きっちりやってみるべきではないかと思うのが1点。

もう1点だけ申し上げたいのは、今の段階的な回収可能性を含めて、今の原子炉等規制法の中にはそういう考え方も入っていると思うんですけども、特に廃棄物の規制法関係がめちゃくちゃやこしくて、先ほど聞いていてもよく分からないぐらい専門的、なおかつ用語が、公的な文書で出てくる「高レベル放射性廃棄物」ではなくて、「1種廃棄物」を使ったり、「2種廃棄物」が出てきたり、何とか施設が出てきたり、ぐじゃぐじゃの法規制体系になっているというのが私の認識であります。この問題は国民に分かり易く説明し、受け入れてもらう時点でも重要だし、なおかつ事業者並びに規制当局が間違いを冒す危険性があるのではないかと、不安感を持つような複雑怪奇さを持っているように思えてなりません。

これは原子力委員会等で全体的な、根源を言えば原子炉等規制法を含めた原子力の規制の体系にも問題があると私は思いますので、原子力委員会等でしっかりと規制の在り方も、現状動いているものですから、現状の取組の足を引っ張らないようにということもありますけれども、並行して根源的なところから、分かりやすい、すっきりとした、より合理的な規制法の在り方はないのかというのは検討すべきではないかと思う次第です。

以上2点です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

第1点につきましては、極めて事務的な説明をしたこと、監督不行き届きで申しわけないと思っています。プレゼンテーション、担当者の御都合のやりくりでぼつぼつの説明になっちゃうんですけども、それでももう少し整理できたかなと、我々は大綱でちゃんと科学的合理性に沿った一元的な管理なり処分を考えなさいと言っているながら、自分たちのやっていることはこのぎまではしようがないなというのはおっしゃるとおりでありまして、反省をしているところです。

2番目の点は、先ほど申し上げましたように、内山委員の御発言もありましたが、大事な話だと思っておりますので、問題提起として受け止めて、議論の仕方も考えて、この評価部会のアウトプットとして、中に入れ込むか、あるいは、そういう検討をせよというアウトプットを出すのかということもあるかもしれませんが、重要なテーマとして、独立して議論する時間を持ちたいと思っています。

それから、最後の点はちょっとおいておきまして、出光委員、どうぞ。

(出光委員) 時間が無くなってきましたので、手短かにいきたいと思いますが、3点あります。

1つは、最終処分場推進の取組のところに關するものです。昨年、フィンランドに行く機会がありまして、フィンランドのポシバの方の話も聞きましたが、一番よかったのは、オルキルオトの自治体の方のお話を伺うことができたことです。オルキルオトは世界で唯一最終処分場をうまく受け入れているところですが、最初は反対して否決されたそうです。ただ、話も聞かずに否決するのはどうかということで、話は聞きましようということで一部の議員さんたちが集まって話を聞き出した。ポシバも一生懸命説明をして、だんだん理解が深まっていったということでした。

翻って日本で見てみますと、東洋町は、先ほどの元町長の話も書いてありますが、勉強の機会ということで最初に誘致ではないという話があったかと思いますが、勉強の機会すら持たないという拒否の仕方になっている。この違いは何であろうというところをよく考えて、対処しなければいけないと思いますというのが第1点です。

それに関係すると言いますか、原子力委員会の方は、先般、市民参加懇談会が横浜でもありましたが、消費地と立地で住民の温度差があります。消費地はコンセンートの手前側しか考えない、立地のところはコンセンートの先のほうと、そこの大きな温度差があります。対策のほうに書いてありますが、いろいろな取組でシンポジウムやワークショップ等を開いておりますけれども、参加する方々はどのような方かというのは、関係者、動員をかけた方、あるいは、興味がある方、そして反対する方。一番聞かせたい方々にちゃんと届いているかという、ごく少数ではないかという気がいたします。

先ほどの東洋町の時も、逆にいうとチャンスだったかもしれないんですね。一般の方々の注意を引きましたので、その時に正しい知識を伝えるチャンスだったかもしれないんですが、騒ぎが起こっているということだけが広がって、中身についてはあまり議論されなかったのではないかという気がします。ここはちゃんと正しい情報を伝えるべき方法をもっと少し考えなければいけないのではないかと思います。

先ほど井川先生から説明責任という話が出ましたが、それに対しましても一つ、追加でいきますと、廃棄物を出しているのは我々の世代ですけれども、将来の世代に残すわけですから、将来の世代に正しい知識を伝えるという説明責任があると思います。今の小・中・高、彼らが将来に廃棄物を引き受けるわけですから、彼らに対しても今の時点からちゃんと説明するという、教育上のことも含めてそういう説明をする必要があるのではないかと思います。それが2点目です。

第3点目はR I等廃棄物の話です。先ほど文科省さんからの説明で積立金ということがありました。これは自分の首を絞める話になるかもしれませんが、我々の研究施設でもR Iの廃棄物を出しております。法人化後、予算を残して積立ができるという時がありましたので、我々の大学は特に移転がありましたので、それに際して将来お金が必要であろうと。全額は出せないかもしれないが、何らかの形で積み立てようということで少しずつ始めたところ、最近「全部使ってしまいなさい」というお触れが出ました。ほんの少ししかないんですが、それが残せないという事態になりました。先ほどJAEA廃棄物について文科省で積立金を作るということが

ありましたが、できれば大学についても積立金を作っていたいただければと思います。

以上です。

(近藤部会長) はい、ありがとうございました。残り時間が無くなってしまったんですけども、これからの審議資料を準備するためにも、御発言されていない方、是非御関心の向きを一言ずつでもご発言いただけたらと思います。指名して申しわけありませんが、岸野さんからどうぞ。

(岸野委員) 私は生活情報紙を作っておりまして、特に女性向けに様々な情報を発信している側なんですけど、御縁がありましてこういった原子力関連、エネルギー関連の委員会に出させていただきまして、いろいろ勉強させていただいている途上でございます。広報関係の委員会には出させていただいたんですけど、私の仕事の立場から申し上げますと、特に原子力関係、廃棄物処分の関係については国として諸機関で、様々な取組がされているんですけど、それが国民と言いますか、私達生活者にうまく伝わっていないと思います。

技術的には様々な議論がされていて、様々な施策も立てられているのは、こういった委員会に出させていただくと分かるんですけども、それをどうやって広報していくか、その辺りが非常に弱いなと毎回感じます。特にエネルギー問題につきましては、国民として取り組まなければいけないことだと理解はしていますが、リアリティが少ないと言いますか、大都市に住んでいると電気を消費者する側として、関心を持ちにくいという現象も確かにあります。私達も日々こういったエネルギーを使っているんですけど、そこから先のこと、原子力やそこから出てくる廃棄物の処理についての課題について、認識されていない部分が大変多いと思います。当委員会で話し合われている、こういった取組について分かり易く、どんどん広報していく方法をもう少し議論すべきではないかなと思います。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。なかなか説明ができていないのはどうしてか。考えてみたいと思います。伝える中身が無いと思っているのかもしれませんが。

古川さん。

(古川委員) 今、岸野さんがおっしゃいました様に、消費者の一人としていろいろ考えさせていただいておりますけれども、よく分からない、伝わってこないことが多いと実感しております。私も六ヶ所村へ平成18年に見学に行かせていただきました。また、来週は六ヶ所村の方々と交流会にも出席させていただきますが、廃棄物の処理をする地域の方の理解をどの様にし、共生していくべきかについて考えていきたいと思います。

それから、マスコミの報道の仕方と申しますか、センセーショナルな部分をだけ取り上げて、その本質に触れる部分が報道されていないのではと、疑問に感じる場合がございます。これからも、消費者が主役となる社会が実現する様、希望を持って、良い社会、環境を次の世代に残していければと夢を持って勉強、活動させていただきたいと思っております。今のところ以上でございます。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

長崎委員。

(長崎委員) 二つだけ。一つは、井川委員も堀井先生も言われていたんですけども、この原子力政策大綱の最終的な責任は原子力委員会にあるんですけど、後ろのほうに付いていた「強化のために」というところを見ましても、ものすごく第三者的なものの書き方あるいは発言の仕方のような気がします。自分たちがいつて、責任がある政策の妥当性を評価するのであれば、自分たちはここまでやったんだというものをもうちょっと示すべきで、方針とか規制というのは今日出たんですけども、もうちょっと突っ込んだものが必要だと思います。

更に、これも堀井先生が言われていたと思うんですけども、いろいろなものがある時に、最後は誰かがまとめないとうまくいかないと思うんですね。船頭多くして船が何とかじゃよくないので、そこは大きく道筋を示しているんだということを、ここだけではなくて、国民にも見えるような形にしていっていただければと思います。

それから、いろいろあるんですけども、最後に一つだけ。文科省からの御説明のR I 研究の処分です。幾

らお金がかかるという話がありますが、例えばここには「地域との共生はします」とあるんですけども、そこにお金の話は一切出てこないわけですね。処分だけではなくて、機構関係とか、その周りの方々に伺うと、機構さんの運営費はどんどん減っていると。J-PARKとITER関係と、この処分場のためにお金がほとんど消えてしまって、あるところでは学会にすら誰も行けない。優秀な若い人を育てたけれども、みんな辞めていっている。これは非常に大きな問題になっていると思います。

ですので、単純にR I 研究についてきちんとしなければいけないということに対して、研究費あるいは技術者、技術者というのは研究者も含めて、を残していくことをしないと、本当に処分をしなければいけないことになった時に誰もいなくなっている。人材育成だと言いながら、実際には人材育成をさせていないというようなところがあるのではないかということを考えていただければと思います。

以上です。

(近藤部会長) はい、重要な課題の御指摘と思います。それでは、山口委員。

(山口委員) 簡単に。まず、高レベルの話はゴールが遠いのかということと必ずしもそうでもないのかなと思います。実際に手を挙げようという自治体もあるということです。ただ、問題は全体像が分かり易く伝わっていないのではないかなと。例えば、東洋町の話があっても、原子力発電所はそのまま動いているし、電気の供給に不安は感じられない。そういう意味でいうと、廃棄物のところだけではなくて、サイクル全体とか、あるいは、エネルギー保障の問題、あるいは、原子力産業そのものの経済力、日本の経済への貢献というような観点とか、環境への貢献とか、そういうものも含めた全体像をうまく説明することが必要かなと思います。

そういう意味では安全性についても同様かと思います。例えば、今日いろいろなレベルの規制の話がありました、高レベル、中レベル、低レベルと。そういう場合でも規制の透明性とか説明性を考えると、リスクベースの規制の考え方を廃棄物分野でいち早く取り入れて、統一的に分かり易く説明できるようにするとか。また、安全研究のお話がありましたけれども、これも非常に断片的な印象を受けました。安全研究をやる上では、ゴールがあって、そのためにどの部分を優先的にやっていくかと。今日は地層中の物質移送、物性データの話がありましたけれども、例えば人口バリアとかキャニスターの話とか、そういうものも含めて地層処分の全体としての安全研究の体系化がなされていることを是非アピールしていく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

(近藤部会長) ありがとうございます。

他には、山口委員、なにか。

(山口委員) ちょっと言い忘れました。資料1の3ページの表は全体が俯瞰できて非常に分かり易くてよかったですけれども、今日、省庁ごとに御説明いただいて、資料をあちこち飛び飛びに見ながらということになって、それは先生方皆さん御指摘いただいたことかと思いますが、できればそういうところを今の3ページの表のような項目別の形で説明していただければ非常にありがたいなと思いました。

(近藤部会長) ありがとうございます。

井川委員。

(井川委員) さっきも国民への説明の話があって、資源エネルギー庁の中に、1月10日にやったとか、12月からNPOと何かやっているという言及があったのですが、どういうことをやっているのかというのがないと、私達は評価しようがないと思うし、皆さんもよく分からないので、次回以降是非内容を教えていただければと思います。

(近藤部会長) ありがとうございます。

松田委員。

(松田委員) 私もデータベースを用意していただきたいと思います。40億円ぐらい予算をつけているとおっしゃいましたが、それは毎年、最終処分地に対しての予算の手当であって、その前に、例えば解体をしたり、安全に処理していくためのお金、そういうものは入っていないのではないかという気がするんですね。長崎先生のお話を聞きながら、それが研究者に対しても非常に負担になっているということであれば、その問題をど

ういうふうに解決していくのかということとはきちっと議論していかないといけないのかなと思ひまして。

研究者を大事にするということと、廃棄物の処理をきちんとやるということと、将来の研究のビジョンの方向性というところを、文科省としてはどういうふうにお考えになっているのかと。そこへデータベースが入ってくると分かりやすいかなと思ひました。

(近藤部会長) はい、検討させていただきます。

他に、伊藤委員はいかがですか。

(伊藤委員) 御指名をいただきましたので、今日は非常に広範な話を伺ったんですが、時間もありませんので、一点だけ。次回に関係することですが。

高レベル放射性廃棄物の処分地の応募を早く得るとというのが喫緊の課題ということで、今日委員の先生方からいろいろ御指摘のあった中で、国民全般によく分かるように、話が伝わらなきゃいけないという御指摘が共通の認識であったのではないかなと思ひます。説明の中ではこれまでの反省を踏まえて取組を強化したということですが、実施主体であるNUMO、政策・施策に責任を持つ国、それから、発生者責任で電力、それぞれの特長やこれまでの分析を踏まえてどういう役割分担を見直し、強化したのか。そして、その方法論で何をどう変えたのか。既に前回東京でやられたし、これから10回ぐらいやられていくと伺っていますが、いずれにしてもその辺について今後どうされるのかを次回伺いたいと思ひます。

以上です。

(近藤部会長) ありがとうございます。

それでは、時間がちょっと過ぎてしまひまして申しわけございません。これで終りにしたいと思ひます。

原子力委員会の説明はちょっとだらしないのではないかなというお話が、今日一番大事な話だったと思ひます。いずれにしてもこれに関する取組がうまくいけば、全て現場の方の努力のおかげであり、うまくいかないと全部、原子力委員会の責任であると、原子力委員会としてはそう認識しているつもりでございます。そういう意味で、今日は、説明者の説明を聴いて原子力委員会しっかりしろと言っていたところ、当面している課題を関係者と検討しなくてはならないと、改めて思つた次第です。今日はお忙しいところ御説明に来ていただきました説明者の関係省庁の方、どうもありがとうございました。また、委員の先生方、熱心な御議論ありがとうございました。これに懲りずに次回からもまたよろしくおつき合ひのほどお願いいたします。

今後のことで事務局から何かありますか。

(立松上席政策調査員) 既に委員の方には御連絡いたしておりますが、次回は2月12日の15時30分から17時30分、合同庁舎の4号館の共用第3特別会議室にて開催する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

議題といたしましては、引き続きヒアリングを予定しております。

以上でございます。

(近藤部会長) それでは、本日の部会はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—